

第四十六回国会
衆議院

文 教 委 員 会 議 録 第十九号

昭和三十一年四月十日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事南 好雄君

理事二宮 武夫君 理事三木 喜夫君

熊谷 義雄君 谷川 和穂君

床次 徳二君 中村庸一郎君

橋本龍太郎君 松山千恵子君

川崎 寛治君 實川 清之君

受田 新吉君

出席國務大臣

文 部 大 臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大官官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等
教育局長)

委員外の出席者

専 門 員 田中 彰君

四月十日

委員鈴木一君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立教育会館法案(内閣提出第七十九号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

国立教育会館法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 昨日は第二回の放送テレビジョンの学校教育の会議がありまして、そこで日本の文部大臣がいらっしゃるあいさつをされましたことに、たいへんうれしく思ったわけであります。が、それだけに放送なりテレビジョンを通じての教育の問題というものも非常に大きく発展をいたしてまいりますし、この問題についてはいづれまた適当な機会に私はぜひ取り上げて審議してみたい、こう思うわけであります。

〔委員長退席、上村委員長代理着席〕

国立教育会館というものが日本の民主的な平和な発展のためにどういう役割りを果たしていくかという点については、これはやはりその立場を越えて日本の民族百年の将来を見ながら考えていかなければならない問題であろうと思ひます。そういう意味で先般の委員会におきましても、相当突っ込んでお尋ねいたしてまいりましたし、そのことはただ単にいまの時点で考えていまの時点で判断をすればいいのだ、こういう問題ではなくて、この建物が一つの法人格を与えられればこれから生きていくわけであります。そしてまたこの建物が生き、さらに特殊法人が一つの行動を開始したてまいりますと、そのときにはただいまの文部大臣の意思とはかわりなく、独立したものと

のとして行動を開始し、動いていくわけでありまして、それだけに法律の制定というものについては責任を持つて対処してまいらなければならぬ、こう思うわけであります。でありますので、たいへんしつこいようでありまして、先般の議論も途中で終わってまいりましたので、もう少しこれを突っ込んでまいりまして、将来に禍根を残さないようにいたしてまいりたいと思ふわけであります。そのことは今日の民主的な議会政治というものの中においてだけ考えられるわけではなくて、やはり最悪の事態という場合も考へなければならぬわけでありまして。たとえばかつて戦争中、戦前には軍人が文部省を押えたという時代もあるわけでありまして。ですからそういう場合に、法律というものが自由に手足が伸ばせるようなものであつてはならぬと思ひますし、大臣からするならば、杞憂である、こう言われるかもしれない点を再度突っ込んでまいりたいと思ふわけであります。

先回の委員会におきまして、荒木国務大臣並びに当時の内藤局長の答弁等を通して、今回提案をされております法案の業務の第二号というものが、これまでの予算の審議と抵触する、こういう点を私は繰り返してまいりましたわけであります。また三十七年の三月二日におきまして本委員会において、ただいま政府委員として参加をいたしております福田局長自身も、この点についてははっきり言っておるわけ

でありますから、初中局長が二人ともかわつておるといふことではなくて、一人はそのまま残つておるわけでありまして。そういう意味において、大臣がかわつておるからということでは、私は政治責任は免れないと思ふわけでありまして。ということは、三十七年の三月二日の福田局長の答弁は、「予算の御審議を願います際には、教育会館の大体の目的というものはあわせて御審議願つておるわけでございます」こういうふうに言つておるわけでありまして。このことは、福田局長の前任者であります内藤局長も、あるいはただいまの灘尾文部大臣の前任者の荒木文部大臣も、この点については予算の審議の際に十分に説明をしてあるんだ、こういうふうに言つておるわけでありまして。社会党の山中委員から、目的がわからないままに予算をつけられるということについては疑問があるのではないかと、こういう点を繰り返して質問されたことに對しては、いや、そういうことは十分に予算の説明で尽きておるのだ、こういうことを繰り返しておられるわけでありまして。そういう意味におきまして、荒木文部大臣がこの教育会館というものは特殊法人にしたいといふことについては、あとの福田局長もそのとおりの強いニュアンスで答弁しておられます。でありますから、教育会館は特殊法人であるといふ形の法律をつくりたい、そして役割りとしたしましては、決して自分自身が主権をしてやる等のことについては考えていない、こういう言明までなされておりますので、私はこの業務の第二号に抵触をする、これとぶつかる、こう思うわけでありまして、大臣の答弁をお願いしたいと思ひます。

○福田政府委員 三十七年の三月二日の私の答弁についてお話が出ましたので、ちょっと申し上げておきたいと思ひますが、これは当時山中委員が、予算を先に審議をして法律をあとで出すのだといふことについてのいろいろ御疑念について御質問があつたわけでございます。私といたしましては、当時答えましたことは、ここにも出ておりますけれども、予算の御審議を願います際には大体の目的というものは一応御審議願うことになるわけでございます。したがつてこの法案が当時出てないといふことでございましてけれども、これは国立競技場などの際にも例があるように、予算をまず御審議願つて、その成立した予算によつて建設を始め、あとで法案を御審議願つてこれが成立をはかるといふそういう例があることを私は申し上げたつもりでございます。そういう際に、いま申し上げたような予算の御審議に關連して「大体の目的というものはあわせて御審議願つておるわけでございます」といふことを申し上げたのでございまして、そのことは速記録に明瞭になつております。

○灘尾國務大臣 この教育会館の設置の目的と申しますか、あるいは教育会館の業務の範囲と申しますか、これに

ついでのお尋ねでございまして、先般もこの委員会で御指摘がございまして、私も速記録を拝見いたしました。大体川崎さんの御指摘の事項があるわけでございます。私は当時の大臣なり、あるいは局長のお答え申し上げました趣旨は、もちろんこの会館という入れものをとする予算についての御審議を願った際の答弁であると思うのでありますが、申すまでもなく、今回の法律の条項によりまして、一番先に書いてある「教育職員その他の教育関係者のための研修施設を」設置し、またこれを運営する、これが根本の目的であるということに申すまでもないこととす。これについては予算の上におきましては皆さんの御了承もいただいておりますが、その当時の御質疑の内容に、この会館というものが法人となり、講習会を主催するということが考えられておるか、こういうふうな御質問で、それに対するお答えであると思うのであります。それにつきましては、私はまずもってその大眼目のいわば問題のない業務についてのことを強調しておられるように拝見するのであります。そして、みずからやるといふふうなことはあまり考えておられなかったといふふうなことも答弁のうちからうかがわれるのであります。ただし、ほんとうに具体的にどうするといふふうなことについては、当時の文部大臣なり局長の間におきまして、私は確たる考え方はいたしておらなかったのではなからうかと思うのであります。やはりある程度の検討をして、そして具

体的に結論を得るというふうなお心持ちであったのではなからうか、かように考える次第であります。私もそのように速記録を拝見したのであります。ただ、この前も申し上げましたとおり、それがどうあるにもせよ、私は、この会館設置の目的というものは、もちろん第一号に書いております事柄であらうと思うのであります。特殊法人としてこの会館を経営いたします際に、みずから何かのこをなす得るというふうな道を開いておくということも、実際問題として会館を有効に使用していく上におきましても便利ではないか、かように考えるのであります。当時の大臣あるいは局長の答弁の上から申しますれば、あるいはそれは違つておる、こういうふうにお考えかもしれませんけれども、私としては、その後の検討によりまして、これがベターだといふふうにお考えしたときに、案を付して、皆さま方に御審議を願うということは許されることではないか、かように思うのであります。本来の設置の目的を決してくつがえすものでもないし、むしろそれはもちろんやるわけでありませうけれども、そのような業務というものをやはりなし得るものとして認めておくほうが、この会館の運営上よろしいのではないかと、こう考えましたので、今回の法律案におきましては、この条項を入れまして、そして皆さま方の御審議をお願いするわけでございます。これが政治責任云々といふふうなお話でございますけれども、そのようにおとりいたさすよりも、本来の設置の目的を変えらる、これは別であります。別でありますけれども、そうではなくて、

それ以外に、この種のものも認めておいたほうが特殊法人としてこの会館を運営する上におきましてベターではなからうか、こういう考えでつけ加えた趣旨でございます。ひとつそのように御了解をいただきたいと思うのであります。十分ひとつ御審議をお願い申し上げます。

○川崎(寛)委員 建設の予算をつけて建物を建てる、その段階においては予算の説明でつけておる内容でよかつた。建物が建つていくうちにだんだんこれはこういうふうになったほうがベターだと思ふようになったんだ、だからあらためて考えればいいじゃないか、こういうことのようにあります。それであればあるほどなおさら大事だと思ふのです。しかも、特殊法人として運営そのものについては、これは三十九年の際にも審議をいたしておりましたし、あるいは三十七年三月二日、福田局長が答弁をしております答弁の中にも、三十六年以上に特殊法人としてやりたいんだといふことは出てきておるわけでありませう。福田局長が三十七年三月二日、「従来関係方面ともいろいろ相談をして参つたのであります。私どもの考え方としては、これは特殊法人による経営を考えたという希望を持っております。そういう方向でまだ最終的な決着は見えておりませんが、そういう考え方、現在進んでおります。」こういうことを言っておるわけですね。でありますから、三十六年の際にも、もうすでに特殊法人のほうからベターだ、こういう形で一つの考

え方が出されておるわけでありませう。さらには三十七年の三月二日には、たゞいまの局長自身が、特殊法人としての運営を相談をして考えておるんだ、こういうふうな答弁をしておる。であらうとしたならば、これは相当に固まつておるものをここに見るわけでありませう。さらには昨日天野先生においで願つて、協力財団の理事長としての天野先生にいろいろお尋ねをしたわけでありませう。二宮委員のほうから、協力財団の理事長としての範囲内でしか質問できぬ、こういうことで質問をされたわけでありませうけれども、その質問に対して、与党の方々のほうからはいろいろ非難が出るほど、突っ込んで質問をするところからいへば、御存じないわけですね。御存じないから、突っ込んでお尋ねをする、と大先輩に対して失礼だ、こういうことになるわけですね。そういうことである、そこらからどういふことが読み取れるかといふことになりませうと、三億という金を集める民法上の公益法人であるこの協力財団のその理事長の範囲内においても十分なことがわからなくて、呼ばれていない文部省の説明員が説明しようとして一もんちやくがあつたわけでありませう。そうしますと、この特殊法人が将来的に行動ができる一つの権限を与えられませんでした場合、その会館の理事長それ自体は十分にわかりませうけれども、こういうことで文部省のほうで検討されたことがそのまゝ押し通されてくる、しかも国立教育会館といふ一つの隠れみのを通して出てくる可能性といふものは、金を集めるための何でもない財団の——何でもないのである、いろいろな問題がありませうが、その財団の運営についてすらも十分におのみ込み願えていない、そういう

うものが、今後日本の五十万の教師の再教育といふことで、いろいろな点について定見がないままにやられてまいりますとしますならば、時の政府権力の考え方というものが、この特殊法人という隠れみのを通していかようにでも出てまいることになるわけでありませう。でありますから、私は、この問題は、ただいまの灘尾文部大臣の善意は疑いませう。灘尾文部大臣の善意は疑いませうけれども、ただ法律というものが制定されて、一たん動き出した場合にはどういふ結果が出てくるか、こういうことについては、これはやはり不幸な場合といふものを突き詰めて考えておくといふことは、政治家として責任があることとあります。でありますから、そういう意味におきまして、私は、この問題はただ単に今日の時点になつて突如として生まれてきたベターな考え方だ、こういうことでは済まないと思ふ。やはり三十六年の予算の審議、三十七年の予算の審議において繰り返し疑問を投げかけ、また、それに対して責任を持って答弁をされております。この経過が明らかでございませう。あまりにも明白なその経過といふものを振り返つてみますとき、ただいま道徳教育の手引き書といふものが配付されて、そういう点の教育もされようとするわけでありませう。指導もされようといふわけでありませうけれども、うそをつくなどいふのは、もう教育の最も出発点であります。そういういたしますと、私は、国会の審議というものの権威を持たせるためには、ただ単にいまの大臣の善意、こういうことでこの条文は理解をしてくれ、こういうわけにはいかぬわけですね。やはりこれ

までの審議の経過というものをお互いに十分に振り返り検討してみても、この中から、やはりこの条文についても検討しなければならぬ。でありますから、この問題については、繰り返しこれまでの審議の経過というものを振り返り、この第二号が、教育会館の設立の目的というこれまでのものの中になかった、しかもやりませんと断わってきていたことからいたしますと、このことは決して妥当ではないと重ねて申し上げたいのであります。大臣の御意見、どうでしょう。

○灘尾国務大臣 政府がうそを言ったというふうにおとりになつては、これは私もつらいのであります。そういう気持ちではさらさらございません。ただ会館という建物をつくる、予算の御審議の際におきましては、私は、当時の大臣にして、局長にして、とことんまで突き詰めた、煮詰めた具体的な構想は持っていなかったと思うのであります。ただ大きな目的を皆さんに申し上げておつた、このように想像をするのでございますが、さていよいよ会館というものをつくりました場合に、これが当初の目的であるところの研修の場所を提供するという仕事が一番大きな役割りだということ、これは申すまでもないことであります。それ以外に、何もそう大きな仕事があるはずはないと私は思うのであります。しかしそういうふうな建物ができ、これを特殊法人が管理運営をしてまいるという場合に、その会館をもつと有効に使用することが可能であれば、それをやってもらつても別に差しつかへはないのじゃないか。当初の大眼目というものを乱すものでもないし、それはそ

れとして、もちろんやるのであります。会館が直接ある程度の研修とか講習とかいうようなことをやり得る余地を残しておいてよろしいのではないかと。それが会館をより有効に使うことになりはしないか、こういうつもりで、今回の法人の際には、他の法人の例もございませうけれども、まねをする必要のないものは別にまねる必要はないのであります。私は、そういうふうな業務というものも一つ加えておいたほうがよろしいのではないかと、このように思います。

なお、この会館というものが独走するということになれば、いろいろ御心配もあらうかと思ひますけれども、この会館は申すまでもなく文部大臣の監督のもとにある法人であります。文部省の方針と違つた動き方をするということは、文部省としては監督上認めるわけにはまいらない。やはり適切な指導は加えていかなければならぬと思うのであります。したがつて文部省の意図に反したことをこの会館がやるといふことは、まず想像しなくてよろしいことと、また文部省自身がどういふことになるかといふことまで御心配になれないのでございませうけれども、文部省の方針というものと反したことをこの会館がやるといふようなことは、私はあり得ないものと存じております。同時に、これは私の考えでございませうけれども、この会館はもうかる会館とは思ひません。したがつて、会館がどんな収入を上げて、そして自分かつていろいろな仕事を計画できるというふうなことは、ちよつと考えら

れないと思ひのであります。場合によれば政府のほうで助けていかなければならぬ。現に三十九年度の予算におきましては、政府のほうで会館の運営費を補助するという予算の御審議をお願い、これが成立したしておるわけでありませう。そういう程度の会館でございませうから、そう自前であつてなことをやるほどの大きな力というものはなかなか生まれてこない、私はこのように現在考えておるようなわけでありませう。

ごく平らかにお考えを願ひたいのであります。大眼目というものはもとよりあるわけでありませう。それにつけ加えてそういう道を開いておくといふことが、より一そう会館を効果的に活用することになりはしないか、こういう考え方ももつてつけたわけでございますので、あまり御心配にならぬようにひとつお願いいたしまして、御審議をお願いしたいと思ひのでございませう。○川崎(寛)委員 あまり心配するな、こういうことであります。それであるならば、この第二号で言つております「前号に掲げる者のための研究集会及び講習会」こういうものは大体どういふことをやろうとしておるのか、お尋ねしたいと思ひます。

もかも全部やつてしまふというふうなことは、できればけつこうでございませう。そういうふうな場合に、会館の力でできる範囲のことをやつていただくというふうなことはよろしいのではないかと、かように思ひのでございませうが、政府委員のほうからさらに具体的なことは申し上げませう。

○福田政府委員 法律案の二十条の第一項の二号についてのお尋ねでございませうが、規定としては、教職員「のた」めの研究集会及び講習会を主催し、その他これらの者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと」といふことに規定されておりますが、これは今後会館の毎年度の予算によつて、これらをもつから主催する事業の運営に必要な経費はきまつてくるのであります。一応三十九年度におきましては、文部省などの講習会とは違つた、たとえば語学の会話実習などのためのりっぱな設備を備へることになっておりますので、語学研修のための研修会をやりたい。それからまた視聴覚教育についていふことは相当りっぱな設備を持つておりますので、視聴覚教育についての研修会を実施したい。その他文化講演会のような、そういうふうなものを一応考へておるわけでございます。要するに役所ではできないようなそういう語学の研修だとかあるいは視聴覚関係の研修会というふうな、みづから持つております施設を活用して十分能力を上げ得るような研修会、講習会を実施していただきたいというように考へておるわけでございます。

現代的な視点でそういう御答弁をなさることはいいと思ひます。しかしながらこの大臣のことばの中で、当時大臣ないしは初中局長には確信がなかったのだ、こういうお話しですけれども、私はこれは納得がいけない。確信のないような教育会館を、しかも多額の費用をかけてやるのは問題だと思ひので、こういうところから今度はどういふものを新たにつけ加えた、こういうことになるのは私は問題だと思ひます。それよりも当時はそういう答弁をしております。しかしながら、フラシクに考へておつしやるなら、いまこれは新たにつけ加えました。こういうふうに答へてもらはうがわれわれのほうとしてはすつきりする。確信がなかったというふうな御答弁でこういう大きな事業をやるといふ。しかもこれは文部省の執念です、研修会というのは。この執念的なものを山中委員が繰り返し繰り返しだめを押しているのです。しかもいま特殊法人、とこう言ひます。特殊法人がそういうことをやる。ところに文部省としては、あるいは大臣は、どうお考えになるかわかりませうけれども、官僚の責任のがれ、隠れみのといふことがわれわれとしては考へられる。それに責任をかぶせておる。そこで特徴としてこんなものが出てきた、私たちはこう解釈しておるわけなんです。それで再三こう言つておるのですが、確信がなかったというふうなことを言われたら困ると思ひのです。

○灘尾国務大臣 私は確信がなかったというふうなことは申さなかつたと思ひます。ただその当時大きな眼目というもののについては問題ありませんけれ

ども、何といひますか、具体的にまだ煮詰まるところまで至っていないか、たといふことでありまして、言うまでもなくこの会館は何と申しまして、最初に申し上げておきますと、研究の場所がない、場所をつくらうというのが大眼目でございます。この点については文部省の考え方としましては問題ない。しかし会館ができた際にどういふことをどういふふうに行うかといふようなことまでについて、煮詰めたお考えではなかったのではなからうかと想像いたしておるわけでありまして、それはいずれにせよ、この法案を提出するに際しまして、せつかく教育会館ができた、これを活用するといふことにその大眼目があることはもちろんでありますけれども、このような条項をひとつ入れておいたほうがより有効に活用できるのじやなからうか、こういうふうな心持ちでこれを入れておるわけでありまして、前のことはいかようにもあれ、私としましては必要を感じておりまして、案を具して皆さんの御審議をお願いしておるわけでありまして、そのような意味で御了解をいただきまして、とくとひとつ御検討いただきたい、こういう気持ちでございます。

○三木(喜)委員 そうすると大臣、こういうことが言えるんですよ。山中委員も指摘しております。私たちが現在非常に疑問に思っておるの、国立競技場ができた当時、野党のほうからもこれについては何らの質疑もしてない。というのは、先に予算を出してものを建ててしまつて、それから国立競技場法というものをつくつた。ここに問題があるんです。趣旨、目的、設立

のほんとうの精神というものをよくのみに込んでおいてから金を出さんならいいんです。だから教育会館法にして、も、それから国立競技場法にしても、先にそういうものをどういふようにつくるかといふことを十分固めておいてからいくべきだといふことが、いま言われるわけですね。そういう解釈ができ、あとからつけ加えたらいいだろう、いいだろう、こういうことになつてくるから、このときに山中委員が十分に質問しておる。くどいほど山中さんは言っておると思う。私もこの法案が出たときにそのことが一番気になつた。特殊法人がサービスの機関として場所を与えるんだから、大眼目は違えないんだから、そういうことをやるように修正する余地は残しておいて、これはいいじゃないですかといふのは、現代的視点に立つたところの大臣のお考え、一般的な考え方です。私たちは確信がなかったんじやないだらうかといふようなことで、こういう大きなことが始められたといふことになると、これはたいへんなことになつてくる。相当確信を持ってやつてもらつたらと思ふんです。

○蓮尾(國)大臣 どうも確信確信とおっしゃいます。私は確信がなくてこのことは始めていないと思ふのです。もちろん最初に申しますように適切な研修の場がない。これをこしらえようといふことについては、文部省に何ら迷ひもなければ狂ひもない。それで始めたことでもあります。確信がないままに始めたといふふうにおっしゃることはどうかと実は私は思ふのであります。私は当時の大臣が確信がなかったといふようなことは申し上げたつも

りでございます。ただここに示し申し上げたようなことについて煮詰めた考え方はまだできていなかったといふことを申し上げておるわけでありまして、今提案いたしましたものにつきましては、これは私の責任でございます。私は当時はいかにいかにあれ、こういうふうな業務をなし得る道を開いておいたほうがよくはないかといふことで、私の責任において出しておるわけでございます。ひとつそのように御了解をいただきまして、御自由に御検討いただきたい、かように私は存じておる次第でございます。

○川崎(寛)委員 私が先ほど質問いたしました場合にも、またただいまの三木委員のほうからの質問とも関連をいたすわけでありまして、三十七年、三十七年に建物を建てるときにはつきりしなかつた。しかしそれができるにつれて、だんだんそういう業務も加えたほうがよいと確信をするようになったんだ、こういうふうなことを答弁しておられるわけでありまして、ところが先般の質問の際にも福田局長は国立競技場の法文を参照をしていろいろ説明をされておるわけでありまして、その業務を国立競技場法の十八条に關連をして説明されておるわけですね。この国立競技場法という問題は、これは三十六年、三十七年の予算審議の際にも、特に三十七年の審議の際には、福田局長から国立競技場の問題について、こういうふうにして特殊法人を考へておるのですといふ一つのサンプルとして言われておるわけですね。そういったならば、当然にこの法案を當時検討されて、その法案の検討の上に

立つて特殊法人という法人格の問題についても検討されていたと思つてしかるべきだと思ふ。しかもそういうふうな法人格について検討しておきながら、特殊法人というものの行動範囲といますか、業務の内容としましては、これは絶対に会館の理事長自身の責任をもつてやるようなことはないのです、こう言つておる。そういういたしますと、一つの法案を、サンプルとして特殊法人がいいのだ、こういう考え方が前面に出てきておるわけですね。そこで建物を建てていく進行がそれについておる。しかもその特殊法人の法人格を考へる一つのサンプルは、国立競技場法なんだ、こう言つておる。先般の本委員会における答弁においても、その業務の十八条の第三号においては、こういうふうに行つておるのだから、特殊法人自身がやつてもかまわぬじやないか、こういう答弁をしておるわけですね。そういったならば、その當時すでに特殊法人といふものが検討されて、その法案についてもサンプルが検討されて、それでいながらこれにはやみませんといふ答弁が一方においては出ておる。そういういたしますならば、そこに大臣が答弁をされて、きわめて明確にはその当時意識されてなかつた、考へられてなかつたんだ、しかし今回はいいじやないか、こういう形になつてまいと思ひますけれども、その法律そのものをつくり上げていく制定過程の中で、當時のそういう幾つかの答弁といふものを総合して考えますならば、私はたゞいま出されてまいりました今回の法案の第二十条の第二号についてはきわめてシンプルに受け取るわけには参らぬと思ふわけ

あります。

○福田(政)委員 三十七年の三月でございましたか、当委員会でお答え申し上げたその当時、私どもとしてはなるべく特殊法人でやりたいといふことはもちろん考へておりました。また関係省ともその問題についていろいろ相談をしたことがございます。しかしそこでお答え申し上げましたように、具体的に内容が決定はしていなかったわけでございます。したがつてどういふ事業をどういふうぐあいに行つていふようなことは当時申し上げられなかつた次第でございます。国立競技場を引き合ひに出しましたのは、競技場といふものはやはり一つの営造物をつくりまして、それを管理運営するための特殊法人をつくりましたので、そういうことから申しますと、大体この性格がよく似てゐるのでございます。そういう意味から私は引き合ひに出したと記憶いたしておりますが、役所のやり方といひますと、予算がきまつていよいよ法案作成にかかるとはなつとあとでございます。この国立教育会館法につきましても具体的に内容がきまつてから決定しましたのは今年になつてからでございます。これは関係各省などといふいろいろ相談をした結果きまつてくるわけでございますが、また法制局の審議等を経て決定されるわけでございます。したがつて特殊法人にするといひましたも細目についてまで當時は決定してはなかつたといふことを申し上げておきたいのでございます。したがつて特殊法人をつくるという考えでありまして、一々条文のこまかい点についてその当時考へたわけでもなく、きまつたわけでもないわけ

ざいます。したがってここに国立教育会館法として御審議を願っている、これによってこの特殊法人の性格なり事業の内容というものがこまかく決定されるわけでございますから、これについて御審議をいただきたいと私は考えるのでございます。

○川崎(寛)委員 少しけしからぬですよ。山中委員が質問をしたときにもそういう点は非常に疑問を投げかけている。いまの局長の答弁というのは単なる法律技術者としての逃げ口上です。私はそれは許せぬと思います。いのですか。山中さんが三十七年の三月二日に「これは僕の常識論から言いますと、すでに六億計上しておる、来年何億計上されるか知らないが……」

そうして「あとで法律ができて、教育会館設置法というものが出た場合には何か矛盾を感じるのです。」と質問されている。いま言われた、その当時は事業の内容は考えてないんだ、説明してないんだ。なるほど読んでみますと、その点は巧妙です。そうしたならば詳しい事業の内容というものは考えずに建物を建てて、あと設置法をつくる、なるほど法律論としてはそれはいいかも知れない。そういうことはずるいじゃないですか。いまのシステムの中においてはそれがまかり通るようになっておるわけですか。だからそれだけに予算の審議の過程においてはこういうことがきわめてあぶないじゃないかと言って、山中さんは繰り返してやっているわけですか。それに対して、事業の内容については大して考えていなかったんだ、こうなるならば、私は先ほどの大臣の答弁についてはやはり簡単に受け取るわけには参りません。そ

れであるならば、荒木大臣なりあるいは福田局長なりが答弁をしておりますように、もう一べん、この教育会館が、特殊法人自体が、あるいは理事長自身が責任を持って講習会等、そういうものをやるということはありません、こう明言をしておるところに私は返るべきだと思ひます。

○瀧尾國務大臣 私は速記録のことはあまりかれこれ言いたくないのでありますが、速記録によりまして、荒木さんの御答弁を見ましても、結局はおよく検討しようというお気持ちがあつたと思うのであります。しかしそれをかれこれ私言っておるのじゃございません。この特殊法人をつくるのにつきましてその業務をどうするかというところで、これは私の責任においてそのほうが都合がよろしいじゃないかというところで御提案いたしておるわけでありまして、こういうふうにお考え願えませんでしょうか。私ももしもして特殊法人をつくらうからこういうものを新しく入れるのだというつもりじゃございません。これは特殊法人にいたしまして、国立競技場法にどういう規定があるか知りませんが、そののとおりを書かなければならぬというもののじゃない、その会館設置の目的に応じた業務というものを考えればいいのです。ですから一つの例として考えれば、あなたの、荒木さんが明言せられたと言われるその業務だけをこの会館の業務として特殊法人を設けるということも私は可能だと思ひます。それが法律上できないという問題じゃない、特殊法人である以上はほかの業務を入れなくてはならぬというようなもののじゃないと思ひますけれども、こ

の会館をつくってこれを有効適切に使うためには、荒木さんの言っておられます本来の研修の場所を提供するといふ業務を中心としたしまして、なお余裕があれば直接主催する道を開いておくということも会館を有効に使う道じゃないだろうか、こう考えまして私はこれを入れましたようなわけでありまして、特殊法人だからどうかこうとかいうふうにはお考えにならなくてもいいのじゃないかというふうに私は思ふのであります。そういうふうなひとつと御理解を願ひまして御検討いただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 私は特殊法人にこだわっているのじゃないのです。建物を建てる段階でこの建物の業務内容あるいは運営の方法というものについて、予算の審議と並行して進められてまいったわけでありまして、そうしてそのことは先ほど福田局長が言われておるのではありませんか、詳しくは、事業内容については検討してないのだから、こういうふうな今度はないのだ、ところがその検討してないのだという事業内容の中で、やらないのだと言つていた事業内容が今度出てきたから、私はその点は矛盾じゃないかと言ひます。そうじゃないですか。

○瀧尾國務大臣 その当時の答弁を見ますと、確かにならないということをおっしゃっておる。おっしゃっておりましても、その同じ答弁の中でなお検討するということはおっしゃっておりますのです。ですからその当時の大臣なり局長の答弁におきましては、私は、いまここで御提案申し上げておるようなところまで着詰まつたお考えは

持つていなかったのだらう、こういうふうに想像いたしておるわけでありまして。しかし私先ほどから申し上げておりますように、それはともあれ、今回の提案をするという点について、私はこの会館設置の大眼目に反するものではないと思ひます。むしろこの会館設置の大眼目でありまして、この教員の資質向上というふうなことから考えますならば、私はこのような業務をなし得る道を開いておくということとは決して本来の趣旨を没却するものでもないし、背反するものでもない、こういう考えのもとに御提案いたしておるわけでありまして。これが本来の設置の目的、すなわち研究の場所がないからこれを提供しようというその本来の目的に反するものでありますれば、これはもちろんどんなお小言をいたしてもしかなかったかと思ひます。ですから、私はそういう性質のものじゃない、このように思ひまして、より有効に会館を活用するという上から申せば、こういうものがあつたほうがよろしくはないか、こういう意味で御提案申し上げておるわけでありまして、そういうふうにお考えいただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 いまも検討するということをおっしゃったじゃないか、こういうふうな言ひますが、そこを私はもう少し突き詰めたと思ひます。これは先般の委員会のあと、八木次官も鬼の首でもとつたように言われましたが、その検討は違ひです。その検討は、特殊法人が直接国の経費でやるかということの検討なんです。読みましようか。三十六年の三月十七日のこの荒木大臣の答弁は、特殊法人を

つくつてこの会館の理事長自体がやるということはやりますかと言つています。会館の理事長というところは荒木大臣には出てまいりませんけれども、これはみづから「教職員の研修会を催すことそれ自体を企画したり、あるいは研修それ自体をみづからの責任においてやつてみたり、などということはお考えられないことなんだ」と言つておるわけなんです。そのほか貸すとか何かは出ております。そういうことに大臣が言われたことは、こういうことなんだです。「運営の形と方法は国が直接やるか、しからずば今申し上げたように特別立法に基づく特殊法人をしてやらした方がいいかということ、は、もっと検討したいので、でき上りが三十七年度一ぱいと予定されておるわけでございますから、それまでの間に国会の御審議を願つて、いづれが適切かを決定していただいて運営に当たると、そういう心がまえでおるわけでございます。」と言つておるのではありませんか、そのやらないと言つたことを検討する、こう言つたのじゃないのです。その点はひとつ、これは大臣の誤解を解いてもらいたいと思ひます。そして私が先ほどから言つておりますように、ここでも「教職員の研修会を催すことそれ自体を企画したり、あるいは研修それ自体をみづからの責任においてやつてみたり」ということはやらないのだ。当時からこの問題は、この会館の運営の中の大きな問題として、大臣の大眼目と言われる一つのものとして——これは大眼目じゃないということじゃないのです。大眼目の中のそれを進めていこうという場合の運営の一つの大きなポイントとし

て議論されてきておるわけです。でありますから、考えがなかったのだ、煮詰まらなかったのだ、こういうことではないのです。でありますから、当時から、この会館自体が、こういった「教職員の研修会を催すこととそれ自体を企画したり、あるいは研修それ自体を企画したり、あるいは責任においてやるという大眼目に達していくための一つの運営の方法の問題については議論がなされて、そしてそれはやらないのだ、こう言っているわけなんです。でありますから、私は法律論としては法の法案と比較してみてもこれはできるから云々と、こういうことで言っているのじゃないのです。そういう法律の形式論を私は言っているのじゃないで、大眼目の中のその目的、あなたの方の大眼目とされておるものの目的達成のための運営の重要なポイントとして議論されてきたことであって、第一号が重要であって第二号が重要でない、そういう問題ではないと思う。でありますから、それだけにこの問題は当時芽が出ていかなかったのだ、こういうことではなくて、そのことは運営のしかたとして、あなたの方のいわゆる大眼目の目的達成のための運営のポイントとして議論をされてまいっております。情勢が変ったのだ、こういうことでは私は受け取れません。それゆえに、その点については情勢が変わって、いま新しく提案をするのだ、こういう形では受け取れません。やはりこの運営の問題といたしまして、この議論は第二十条の第二号と反する、こう思いますので、この点を重ねてお尋ねしたいと思います。

○避尾国務大臣 私は、当時の大臣あ

るいは局長といたしまして、直接やるかあるいは特殊法人でやるかというふうなことをいろいろ検討しておったと思う。それからまた仕事の内容につきましても、荒木さんが確かにそういうことはやりませんというところをおっしゃっていることもよく承知いたしております。しかし前後のことを考えてみますと、まだほんとうに具体的にどういうふうにするかというところまで煮詰まっていなかったのだらう、こう想像しておるということをおっしゃる。私が申し上げたように、繰り返して申し上げておるのは、それはいかようにもあれ、私としてはこの法案を御提案するのについてこれを入れたほうが適當ではないか、こういう考え方のもとに御提案申し上げておるわけであります。また、さっきも申しましたように、この条項がなくても、特殊法人として経営することは何ら差しつかえないことである。つまりこういうことがやれない特殊法人をつくっても、それは別に悪いという意味ではございません。それだけのものをのつくっていいわけでありますが、つくる以上はこういうふうにしたらどうかというところを実は申し上げておるわけなんです。

「上村委員長代理退席、委員長着席」

ですから速記録の問題等につきまして、違っておるとお考えになれば違っておるとお考えになつておるやうな荒木さんのお考えと私の考えが違つておる、こうおとりになりまして、もしこれをわれわれが検討いたします

して、入れるということが本来の趣旨を没却するものでもありませんし、背反するものでもない、むしろこのほうがベターではないか、こういう考えのもとに御提案申し上げておるのであります。したがって、川崎さんのほうで、荒木さんの言っていることとお前の言っていることは違つておるといふことを、私はそれをそのまま受け取つてもよろしうございます。その当時私はこれほどに煮詰まらなかったものでないかと想像いたしておりますけれども、それでもってこうだということをおっしゃる。これは私の責任でもって御提案申し上げておるわけでありまして、そのことのよしあしの御意見は別であります。そういうふうなひとつ御理解をいただいて御検討いただきたい、かように存じます。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、この予算をつけてまいりますときに、文部省が文部教研をやるためにたいへん場所がなくて、そのいれものをつくりたいのだ、こういうことで出発をいたしてまいつたわけでありまして、やはり文部教研というものが柱になってこの目的としては出されてまいつたと思つておる。といたしますと、この第二号でいっております「掲げる者のための研究集会及び講習会」こういうことはつまり教職員を再教育するための教職員の研修会を、この特殊法人自体がみずから企画をする、そしてまた研修それ自体をみずからの責任においてやつていこう、こういうことだと受け取つてよろしうございますか。第二十条の第二号というものは、ここで荒木文部大臣の答弁をしておりますが、教職員の研修

会を催すこととそれ自体を自分が企画し、また研修それ自体をみずからの責任においてやつていこう、こういうことだと受け取つてよろしいですか。

○避尾国務大臣 この二号の条項はそれはそのとおりでございます。特殊法人として自分がやるということになるわけでございますから、法律的におっしゃればそのとおりだと私は思うのであります。ただ、この法案を提案するわれわれといたしましては、第一号がこの会館設置の目的であります。第二号を主目的としたような会館をつくるつもりはございません。第一号が主目的である。と同時に、会館をつくることを運営してまいります上におきましては、第二号のような条項を入れておいたほうがよろしくはないかという

ことで私はこれを入れたわけでございます。そのようにひとつ御了承いただきたいと思います。法的におっしゃるわけではあります。法律的にはおっしゃる二号でやる場合におきましては特殊法人の考えのもとにやつていくということになるわけでありまして、それはそのとおりだと私は思つております。

○三木(喜)委員 大臣の先がたの答弁で、運営を特殊法人である会館がやり得るようにつけ加えた、こういうふうにはつきりと割り切られたので、私はそれなりにいいと思うのです。そこで、私たちは大きく問題にしておつたところがやはり三つあるのです。そのうちの二つはこれではつきりしました。もう一つは、先ほどから申しておられますように、会館法という法を出して、それから予算をつけていくのが本筋じゃないかということが依然として残つておるのです。いま大臣、

あなたがおっしゃる通りに私の責任においてこれはつけ加えたものだ、こう解釈してよろしい、こういうふうに言われました。そういう解釈がなされますから、私たちは三十六年、七年にわたつて法律を先に出して、会館というもののはこんなものだ、だから国民よ、それについて金を出してくれ、国の最高機関においてそれを議決せよ、こうなるのが本筋じゃないかということをおっしゃるのです。そういう解釈が成り立ちますから、そこで第二の問題点の、川崎君がずっと追及いたしまして、荒木文部大臣、内藤初局長の言われたことと、あなたはそうしたいことではないから、つけ加えておけばいいじやうぶだ、こうおっしゃる。このことは当時確信を持ってお二人は言っておられるのです。それをあなたは、私の責任においてこれはつけ加える、たいしたことないじゃないか、こういうことをつけ加えておくほうが、本来のことにはそう影響はない、本来のことをやるんだから、このくらしい余地は残しておいたほうがいいんだということ、いまはつきりと言われた。これはわかります。

それから、第三の問題点は、これはいまから川崎委員もそれに触れると思つておる、法律上の研修という問題です。これは御存じのように、国が直接そういうことをやる法律的な条項もございません。任命権者がやらねばならぬという法律的な条項もあります。さらに、教職員の人事、あるいは管理しておるところの地方教委がやらねばならぬ条項もございます。こうした三つのところに法律的に研修をやらなければならぬ責任を置いておるわけ

す。あるいはまた各個人からいえば、教師からいえば、研修を受けなければならぬ、研修しなければならぬ。これは父兄の期待にこたえ、教育を推進する上に大事なことから、そういう義務的な立場もあるし、あるいはやらねばならぬ当然の責任も持つておる法律上の事項もあるわけだ。それとことさらにこの会館にもやらすという、ここにも問題があると思うのです。この三つのうちで、第二だけはいま大臣ははっきり、私の責任においてこれは変えるんだと言われました。こういうことですが、その変えるということも私も非常に心配している。これは一と三のことでもありますから――二はなるほど解消しました。その関連においてどうにも納得がいけない。その点の理解をひとつ聞かして置いていただきたいと思います。

○瀬尾国務大臣 法律案と予算案が同時に、あるいは法律が先にきめられて、あとから予算をつけるという行き方もけっこうだと思っております。ただ、従来の例から見ても、こういうふうな場合、まず建物をつくって、そして法律案をあとで御審議願うということも私は例としてはないわけではないと思っております。そのことの上あしの御議論は、これはあなたのおっしゃることも確かに一理あると思っております。思いますが、しかしこの場合におきまして、まず研修という目的を保持して建物をつくるというふうなことをきめる、そして建物をつくって、そしてこの建物を使える時分に間に合うように、これについてのやり方等についての方法等を御審議願うということも実際問題としてお許しを願えるので

はないかと私は思うのであります。それから、第三の問題でござりまするが、この条項により、いわゆる研究集会を主催するとか講習会をやるとかいうふうなことは、これはあくまでもサービスマンで、決してこれでもって命令だとか強制するとかいうふうな性質のものではございません。会館としてのサービスマンにすぎない、このように私は思うわけです。

○三木(喜)委員 私が第一に問題にいたしました、教育会館法を先につくる、それから財政的な支出についてよく検討する、これがノーマルな姿だと思っておりますが、大臣の言われるように、なるほどあとから会館法、国立競技場法、こういうものをやった例はあります。しかし、そこにもいま言われるように、あとからになれば、前に約束したことも変えることができるということがあるのでも私は問題にしておりません。財政法上も問題じゃないかと、私も検討をいま加えておるわけですが、これについてはまだ疑問が残っておりますから、後に審議していきいたいと思っております。

それから大臣は、非常に事もなげに、この運営について法人がそういうような主催をすることは、サービスマンには影響ないんだ、サービスマン自体は本来の目的としてやるんだ、こうおっしゃるけれども、先がた言うように、法律に従ってやっていけば、もうすでに研修をやるところはきまっております。それはいいところもある。その上に屋上屋を架してこういう法律をつくることがおかしい。法制上の問題から私どもは疑問にしておるわけです。そのことについてはお答えになっていない。

い。屋上屋を架してもいいんだ、こうおっしゃるならば言ってください。

○瀬尾国務大臣 変える変えるとおっしゃるのでもちよと困るのであります。私は前の目的を変えたいというふうにはお考えいださたかというのであります。むしろ大きな目的、大きな趣旨のために、それを一そう補充すると申しますか補充すると申しますか、とにかくよりよく目的を達成するため仕事だ、このように私は考えております。この教育会館を設置しようとする本来の目的を変更する、こういうふうなつもりはさらさらないのであります。そういうふうに変えるというふうにおっしゃると、どうも私には耳に痛く響くのですが、私はそういうふうな心持ちではございません。大眼目を遂行する上に支障があるというふうな仕事をこの会館によってやってもらおうとは思っておりません。むしろそれを補充するとかよりいいものにしていくために、会館としてこういう仕事をやる道を開いていいんじゃないか、こういうふうに思っておるわけでありまして、それから屋上屋ということでございますが、私は屋上屋にもならないだろうと思うのであります。こういうふうな団体でもって研修をして何ら差しつかえないと思うのであります。研修というこのことの中には、公の団体がやる場合もございましょうし、その他の団体がやることもあると承知いたしておるのであります。私はこの特殊法人でもってやりますことを研修と申しても何も差しつかえないのじゃないかろうかと思っておりますが、そこらの点につきましては政府委員からなおお答えいたさせます。

それからサービスマンと申しましたのは、私は本来のサービスマンは、いま申しましたように場所を提供することでありまして、この特殊法人が研修会、講習会を主催するということも、そのこと自体がやはり教職員に対するサービスマン、このように私は考えておるのであります。

○福田政府委員 先ほど御指摘になりましたように、研修の形としてはいろいろあると思っております。任命権者が研修を実施する場合もございまして、そうでなく、一般の行政機関におきまして、サービスマンの役割りを果たすために研修を実施することもございまして、また各種の教職員団体等におきましても、いろいろな研修を実施いたしております。したがって、教職員の資質向上をはかるという見地から申しますと、有益な研修であれば幾らあってもいいのじゃないかというように私も考えるわけでございまして。そういう意味でこの教育会館法の中に研修という事業を加えても、まあ一般の団体でやっております研修もございまして、当然そういうものを加えても差しつかえはなからうというように考えております。

○三木(喜)委員 いま大臣の御答弁と初中局長の答弁で二つの問題が残っております。大臣の御答弁の中で変えると言われたら困る、こうおっしゃるのですけれども、前の荒木大臣は会館それ自体そういうものを主催するふうなことはあり得ません、こういうふうな言い切っておるのです。それをあなたたはつけ加えて主催するものをこしらえたら、変えたと言いう以外何ものでもないじゃないですか。それが一

つと、それからたいへんなことをおっしゃるのですが、研修を主催してやることはこれはサービスマンだ。文部省はそんなサービスマンをやらないで、おつたというのです。会館のサービスマンというのは場所を提供することだ。そんなことを主催してもらったら困るわけだ。そこで初中局長のおこぼの中にこういうことがある。一般的常識的にそういうように主催することはサービスマンだ、こういうようなことを言っているか、もわかりませんけれども、しかしながら法律的にいつてはつきりした人が、だれが主催するかということとは明らかに示してある。それに法律的に屋上屋を架すことになるのじゃないかというところは私は不安に思うわけです。ここに法的な根拠を置いたということになれば、それは一般常識論で話をしてもらっては困るわけです。初中局長、その点明確にしてください。法律を置いていい、こうおっしゃるのだったらそうおっしゃってください。

○福田政府委員 もちろん教育公務員特例法の十九条にも教育公務員について任命権者が研修に必要な施設あるいは研修を奨励するためのいろいろな方途、計画を樹立したり実施につとめなければならないという規定がございまして、任命権者がこういう教職員の研修計画を実施するのは当然のこととでございます。ところで、この教育会館のような特殊法人自体がこういう研修というものをみずからできないかというところになりますと、先ほど先生のおっしゃいました屋上屋を架するということはお許しでございますけれども、私どもとしては法律上これに研修を実施する業務を加えて

も、それは何ら法律上不都合ではないというように考えるのでございます。

○三木(喜)委員 あなたは競技場法とよく比較してみても競技場法のほうにもそういうことがあり得るからということとをよくおっしゃるのですが、だいたい性格が違いますよ。文章を読んでもてください。ニュアンスも、それから書いてあることも全然違います。その程度のサービスのなやり方ならあの競技場法については私は了承できますけれども、これくらい明確に主催するということを書いてしまったら、荒木大臣、前の内藤初中局長の言われたこととは全然雲泥の違いがあるということですよ。こういうことをしておいて、大臣が変えた変えたと言われるのは困る。そういう論理が成り立つのだったから今度は私たちが困る。それから研修それ自体の問題については、後ほど触れますからまずこの辺におきます。

それから、サービスという大眼目、これはいろいろな教研をやったりあるいはまた研修をやったりすることはサービスだという考え方についても、私は教研というものの、あるいはサービスというものの、大眼目というものについて、後ほど触れたいと思います。それから、そのときに譲りたいと思いますけれども、いまのお二人の御答弁で私は納得いかな。

○川崎(寛)委員 それは法的によろしいのだ、そう言われましたので、その根拠を明示していただきたいと思います。

○福田政府委員 根拠とおっしゃいますが、そういう教職員の研修をやるといふ事業をやると悪いということはないわけでありまして、行政機関と

してやる場合におきましては、たとえば都道府県の教育委員会が教職員の研修をやるといふようなことについては、もちろん教育委員会の権能として、そういう規定がございます。したがってこの教育委員会法につきましてもそういう規定を置けばこれはできるわけでございます。

○川崎(寛)委員 規定を置けばできるというのはいくつかあるのですか。どの規定がそれになるわけですか。

○福田政府委員 先ほど申しましたように、各種の私的な団体におきましても研修会、講習会というものは実施されております。何らこれは不都合ではございません。禁止もされてない。したがって国立競技場につきましても、あるいはこの御審議を願っております国立教育会館につきましても、そういう研修に関する業務をやるといふことを明確に業務内容として書いてあるわけでございます。これが根拠になる。

○川崎(寛)委員 地方公務員法の三十九条では、地方公務員の研修というものは任命権者が行なうもの、こういうふうになっておりますね。それならばこの教育会館が業務内容の中に研修をやるんだ、自分の責任においてやるんだ、こういう規定があれば、もうそれで教育公務員に対してこれを集めて研修をする根拠になるんだ、これじゃちょっとひどいと思うのです。もう少し明確にしたいのだと思います。

○福田政府委員 地方公務員法にいておきますところの研修、これは任命権者が行なうということが書いてあります。この研修とは違うわけでございます。これは教育委員会などが、いわ

ゆる行政機関あるいは任命権者として関係の教職員に対して実施する研修であらうと思えます。この場合は、先ほど大臣が申し上げましたように、各種の団体などで行なっておりますような研修と、いわば大体同じようなサービスのな研修というものを業務として持つわけでございます。そういうことができるという規定をこの会館法の中に設けるわけでありまして、それによってそういうサービスとしての機能を果たしていくということでございます。

○川崎(寛)委員 会館法の中に設けるという、どこにあるのですか。

○福田政府委員 二十条一項の二号でございます。

○川崎(寛)委員 それならば従来の教職員がそれぞれ研修会に臨む場合の法的な根拠というものがあつたわけですが、それ、そういうものを越えるこの法律なんですか、教育会館法というものは、国立じゃないですよ。名前は国立がついておるけれども、国の経費で国が責任において行なう会館じゃないんですよ。特殊法人がやる。それが従来の教職員が行なってきた研修というものを越える権限を持つ法律になるとしたならば、なおさらこの教育会館法はたいへんな問題だし、この第二号についてはいま一ぺん荒木前文部大臣の答弁をしたそのことに返って議論しなければならぬ、そういうものを越えていく法律なんだ、こういうことであるならば。

○福田政府委員 お尋ねの趣旨が私にはよくわかりませんが、一応お尋ねの趣旨に当たっていないければまた補足いたしますけれども、何も越えてやるといふわけではございません。一般の団

体がやる場合におきましても、各学校の教職員などがその団体の研修会に参加することは、やっているわけでありまして。したがって、この国立教育会館におきましても、サービスとして研修事業というものをやることのできるという規定を置いただけでございます。これは、国立競技場におきましても、文句は違いますが、さような規定があるわけでございます。別に他の法律を越えてやるといふようなものではないでございます。

○川崎(寛)委員 それならば一般の団体が研修会をやる、それに出ているというわけですね。それならばどういふ団体がやってもいいということですね。

○福田政府委員 現在は各種の研究団体が盛んに研修を行なっております。それにも教職員というものは随時参加をいたしております。

○三木(喜)委員 これは法律的な規制じゃないですか。それはよく覚えておってくださいよ。それから初中局長、この前もちょっと聞いたんですが、この「国立教育会館(仮称)建設、文部省」と書いてある、これはどこへ配ったのですか。文部省の責任で配ったのですか。それを言うてください。

○福田政府委員 そのパンフレットは教育会館の起工にあたってつくったわけでございますが、教育委員会あるいは財界等の関係筋に配付をいたしました。

○三木(喜)委員 そうすると、これにも文部省の責任において——読んでみますと、「国立教育会館設立の趣旨、全国の教育関係者のために研修会場等

を提供し、これはサービスです。「教育に関する内外の資料及び教材等を展示して利用に供するなど、これもサービスです。「教育関係者の教育研究活動の促進をはかり」これもサービスです。こういう活動を促進してもよろしいとはけっこうです。「もってわが国教育の振興に資するため国立教育会館を設立する。」という設立趣旨が配つてある。これにもあなたうそをついてい

る。私たちがこれだけこの条項は法律の屋上屋を架す法律になつてしまつて、言つておるにもかかわりませず、こういうものを配つておる。ここにもうそを言つておる。みなそういうものではないということでも寄付しておつたのです。これもだましたのですか。いままで荒木さんもわれわれをだましてきた。山中さんが再三再四これについてお聞きしたにもかかわらず、会館自体が主催することはございませぬ、特殊法人か、財団か国自身がやるかというところは検討の余地があります、こ

う再三言つておる。二と三とにおいて食言をするわけですか。これにはそういうことが考えられる余地はあります。か。何でもこんなものを配る。

○福田政府委員 これにはみづから研修の事業を行なうというようにすることは書いてございませぬが、別にだます意味でございませぬが、別にだます意味ではないわけでありまして。これはおもしろ事業の内容なり趣旨というものを簡単にパンフレットに入れただけでござい

ます。別にそれによって関係者をだましたというよりは私は私を考へておりません。

○三木(喜)委員 あなたは配られたところは地方の教育委員会だとい

ですよ。私が言っておることは、ここにも法律を設けた、こういうことになる。研修に対してもろの法律があるのでですよ。パート、パートには法律

教育会館が主催をする研修会なり講習会というものは、そういう案内がきた場合に、出て出なくともけっこう、かまわぬ、かつてだ、こういうことで

○**灘尾国務大臣** そのような性質のものとして心を得ております。

○**川崎(寛)委員** それじゃ、もうそのことは先ほどから繰り返されているように、出なかつたからどうのというところはあとで追及できない、こういうふうな理解をしてよろしいですね。

○**灘尾国務大臣** 私はそう考えております。

○**川崎(寛)委員** それでは、大臣が言っておりますこの大眼目の問題について少し入ってまいりたいと思ひますが、一九六二年に第一回の文部省の全国教研が行なわれ、さらには六三年度に第二回が行なわれたわけであります。そこでこの大眼目とされておりますことの内容を詳細に検討してみなければ——せつかつく足かけ四年がかりででき上がつて、教師の再教育のための殿堂として大きな期待を持っております場所でございますし、また、特殊法人としてもそうした役割を果たしてまいることになるわけでありますので、この大眼目とされております問題で、これまでのことについても詳細に検討してみ、このことは本委員会における責任であると思ひますし、またこの国立教育会館法をつくり出す場合の重要な問題点になるかと思ひます。

そこで私は文部省に資料をお願いしたいのであります。一九六二年度の第一回並びに六三年度の第二回の文部省全国教研の内容について詳細に知りたいたいわけであります。そこで小、中、高等学校別の各部門別の参加者、小学校、中学校、高等学校、それぞれが、またその中に教科があるわけでありまして、それについての参加者を一覧表でお願いしたいと思ひます。

ます。それからその講師の一覧表をひとつお願いしたいと思ひます。さらにこの資料はこまかにお願ひしたいのでありますけれども、各年度ごとそれそれ別々にしていただき、さらに総数だけではなくて、各部門別と、小学校、中学校、高等学校の学校別と、それに参加している参加者の内容、つまり指導主事、校長、教育長、一般教員、こういうふうになりますので、その点の内容を、すでに六二年度、三年度については詳細に統計はあがっていると思ひますから、それを出していただきたいと思ひます。さらにそのことを、今年度はその年度の参加者の、各県別の参加者の内容、これを示していただきたいと思ひます。

○**福田政府委員** 文部省で主催しております教育課程研究集会の資料だと考へますが、それについては私どもで主催しております分については御要求の資料を差し上げたいと思ひます。しかし各県の末端におきましてどういふ人が参加しているというようないう名簿は私のほうにはございませんので、これは無理かと思ひます。

○**川崎(寛)委員** そこで大臣にお尋ねしますけれども、文部省が行ないます全国の教育研究集会の基本方針、さらに今年度もことし秋におそらく行なわれると思ひますけれども、研修を行なうというところの基本的な態度、これについてお尋ねしたいと思ひます。

○**福田政府委員** 先にちょっと内容を説明いたします。文部省の教育課程研究集会は、その目的といたしましては、小学校、中学校の教育課程を全面的に改定いたしましたので、教育課程の改定に伴ひまして、各現場の教育委員会の指導、あるいは学校の生徒児童の指導方法等については、学習指導要領などの具体的な扱い方についていろいろ問題がありはしないか、そういう現場での指導上の問題点をできる限りお互いに研究し合つて、それを府県の段階あるいは全国的な段階において十分検討し合うというのが目的でございます。小、中学校のほうは先に始まりまして高等学校は昨年からでございます。高等学校は教育課程の改定がございましたので、そういうことから小、中、高等学校の学校種別に分けて、そういう具体的な現場での指導方法というものを研究し合うというのが目的でございます。

以上、大臣のお答えの前に御説明を申し上げます。

○**灘尾国務大臣** 文部省の主宰いたします研修は、当面いま局長の申しましたようなことをやっておるわけであります。これは私は、その時代、その時期等によりまして何をいかなる内容の研修をやるかということとは変化があるものと考へておりますが、要はいわゆる現職の教職員の資質を向上し、その教育能力を増進する、そして教育の効果をよりあげていこうというところにあると考へる次第でございます。それが目的でございます。

○**川崎(寛)委員** もう一步基本に返りまして、この国立教育会館法の第一条に目的が掲げられておるわけであります。そこで「国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することを目的とする。」というなつておるわけであります。この第一条の大目的であります研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上をはかつていく。その場合の施設を運営をし、あるいはみずから主催をし、そのうして教育関係者の資質の向上をはかるわけでありますけれども、その場合、これの一番基本方針は何であるか。何を基本的な態度として行なつてまいるか、こういう点について基本的な態度をお尋ねしたいと思ひます。

○**灘尾国務大臣** 教育はますます申し上げるまでもなく、日本の憲法、教育基本法、その他の関係法律の趣旨に従つてやっていきたいと思ひるのであります。特に最近やつておりますように、学習指導要領等については十分のみ込んでまいりまして、そしてこれがほんとうに効果をあげるような実地教育をやつてもらわなければならぬと思ひますのであります。私はその意味におきまして、教師の資質の向上をはかつてまいり、教師の能力の増進をはかつてまいり、ということが必要ではないかと思ひますのであります。それ以外に格別申し上げることはございません。

○**川崎(寛)委員** それでは憲法と教育基本法というものが、一番基本的なところでございまして、それに基づいてあとは具体的に指導要領等に基づいて行なつていくんだ、こういうふうな答弁をされておりますので、そういう大前提で進められてまいりるものと思ひますし、期待をするわけであります。

そこで、教育課程の研究集会がずっと行なわれておるわけであります。今日の教育の中で、これは先般年度末にあげました文教施設の補助費の法案の際にも、いろいろ議論になつたわけ

でありまして、今日の教育の中における一番大きな問題は、これは学力調査等を行なつて、いろいろとその学力の差等について問題点を指摘されておるわけであります。しかしその学力の差というものがどこから出てくるのか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○**福田政府委員** 非常にむずかしいお尋ねでございますが、一般的に私ども考へておりますのは、学校における子供の学力の差というものは、いろいろ原因によつて違つてくると思ひます。もちろん子供の能力そのものにも第一次的によると思ひますが、先生の指導力あるいは施設設備、あるいは教育的な環境、そういういろいろな要素があるかと思ひます。あるいはまた能力だけでなく、子供の意欲と申しますか、向学心、そういうものにも非常に影響があるわけでありますので、一がいには、その中でそれが学力に一番原因があるかということとはなかなか困難なことではないかと私は思ひます。

○**川崎(寛)委員** 今日そういう学力差が出ています。それを文部省自身が何とかなくしたいと思つていろいろやつてみても、むしろ格差は開かれつつある。教育における格差というものが開かれつつあるということは、これは否定できないと思ひます。それはあたかも池田内閣が所得倍増政策で、経済における地域、所得の格差をなくそう、こういうことで経済政策を推し進めてまいつておりますけれども、実際には地域差というものはますます広がつてまいつておる。そのことは教育格差というものが、教育関係者の再教育によつて地ならしができるのだ、こういうふう

うに簡単に考えられますならば、これは大きな問題だと思ひます。それは一つの問題点であるかもしれませんが、でも、そうではなくして、今日の文教政策の中における基本的な問題といたしましては、先般施設の問題の場合にも議論をいたしましたように、実際には教育の環境というものの間にあまりにも今日開きがあるわけでありまして、私は出身が鹿児島でありますから、その点についてはたゞさんの離島、僻地をかかえておりますし、また県民の所得というものが非常に低いために、その格差というものがますます広がってまいるのである、特にそういう点については問題を感じるわけでありまして、今日の教育の格差というものは、むしろそうした教師の再教育にあつて簡単にできるといふ問題ではなくて、今日の能力主義あるいはテスト主義、そうしたものが一面においては施設の格差というものと相まって、今日の教育格差を開いてまいつておる、こう思ふのであります、この点について大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○瀬尾国務大臣 先ほど局長からお答え申し上げましたように、なぜそうなるのかということになりますれば、いろいろむずかしい問題だと思ふのであります。教職員の研修につとめるというだけで、いわゆる教育の格差というものがないものというふうには私は申し上げません。それだけで、いわゆる格差というものが解消するわけではないと思ふ。ただわれわれといたしましては、現職の教員が——やっぱり日進月歩の世でございます。始終勉強していただきまして、世の中にお

くれないように、また若い人に負けぬようにしつかりやつてもらわなければならぬのであります。そういう意味において、これは教師をとらえての語でございます。教師をとらえて、教師の向上をはかつていくというところであります。これだけでいわゆる教育の格差を解消するとか、そのようには考へておりません。もっと複雑ないろいろの原因があり、また解決にかなり困難な問題がたくさんある。しかし私どもといたしましては、いわゆる教育の格差解消を目ざして努力はしてまいりつゝもってございすけれども、これをもうて教育の格差解消にすぐなるといふふうにはもちろんわれわれは考へておりません。ただ教育をになう人として、その人たちの資質、能力の向上をはかつてまいりたいというだけのことでございます。

○川崎(寛)委員 学力調査の結果、そういう格差、不均衡が出ておるといふことについては、大臣もお認めでありますし、そういう点については大臣としても全力をあげて格差の是正につとめよう、こういう方向である姿勢はわかるわけですが、わかりませんが、しかしその場合に、先ほど指摘しましたそういう地域差とかあるいは施設の環境であるとか、こういう基本的な教育の環境の問題についての十分なる努力がなされないままに、教師の資質の向上というふうな名前のもとに教育課程の改定をやる、あるいは教師の自主性を奪つて上から押しつけていく、これはおそろく六十二年度、六十三年度の文部省の全国教研の内容を伺えば、その中に出てまいらると思ひますけれども、教育の専門家である教師、現場の

教師というものを相手にして、これに對して文部省の役人がこの教育課程の改定を教育をしていく、こういうことになつてまいるわけでありまして。そういったしますと、教育の自主性なり、教育の基本的な引き上げなりという面が中央集権的な方向にまいつていく、このことのほうが、今日の教育課程の改定の中には強く出てまいつておるわけでありまして。それは、何を言ふかとお笑ひになるかも知れぬ、なるかも知れぬけれども、現実にはそういうことで教師の自主性というものがずっと縛られて、そして中央集権的な方向に引きずられてまいつております。でありますから、この点は後ほど第一回、第二回の教研の内容等が詳しく出ましたならば、その点についてもまたいろいろお尋ねもしたいと思ふわけでありまして。しかしそういう中央集権的な方向には持つていかないのだと大臣は先ほどお笑ひになりましたけれども、それであるならば、教師の自主性というものの、教育の自由というものをあくまでも守りながら進めてまいるので、こういう姿勢で推し進めてまいると明言できずか。

○瀬尾国務大臣 教師の自主性ということをおっしゃるわけでございますが、教師の自主性まことにけっこうでございます。大いに自主的にやつてもいいのであります。ただ、それでは自主性がいいからほつておいたらいいのかというわけのものではないと思ふのであります。やはり教師みずからが常に研さんを怠らぬに勉強をし、修養してもらわなければならぬと思ふのであります。より高い教養を持ち、より高い勉強をした人の自主性が、最

も望ましいと思ふのであります。そういう意味におきまして、これは教師の自主性とか、なんとかという問題ではなくて、教師それ自身がより力のある人になつてもらおうということでの研究であると思ひます。いまおっしゃるような問題と結びつけて、かれこれ御議論なさる必要はないのじゃないか、教師自身が自主的にくふふし、研究し、そしてやつてもらいたいのでありますけれども、しかしその教師に力がなければならぬと思ふのであります。

同時に私の申し上げたいことは、少なくとも文部省のお示しいたしてあります学習指導要領につきましては、これをはずれないでやつてもらいたいのであります。自主的はけっこうでありますけれども、これははずれた自主的意味におきましては、やはり文部省といたしましては、世間に出してあります学習指導要領、こういうものを十分研究してもらひまして、ほんとうにそれに即して、よりよい教育をして終われりというものは、私はないと思ひます。むしろそれにほんとうに血を通わせるとか肉をつけるのかというところに教師の努力がなければならぬと思ふのであります。そういうふうには考へておるのであります。文部省が学習指導要領を出すことが中央集権だといふふうな片づけられては困るのではありません。現在はその制度のもとに教育をやつておるわけでありまして、これは十分頭に入れてもらつて、その上ではしつかりとひとつ、いい教育をやつてほしいというのが、私どもの心持ち

でございます。自主性もけっこうでありますけれども、またあまりに自主性に走られまして軌道を踏みはずされても困る。そういうことはわれわれとしましては踏みはずさないでやつてほしいということでありまして。

○三木(喜)委員 いま自主性が問題になつたのですが、能動的な自主性を非常には強調される。私たちが申しておるのは、受け身のかつこうにおいて自主性がどのようにならぬかというところであつて、その点が問題になると思ふのです。たとえば今度の教育会館法についても、親しみやすい教育会館、こういうことを強調されておるわけですが、それはけっこうです。教師から親しまれて、この研修を受けることを非常に喜んでやる、こういうことになつては私は望ましいことだと思ひます。そういう中で、どうも研修することはいやだといふような受け身のかつこうになつてしまつたり、またせつかく国がつくつたところの教育会館が、先ほどから川崎委員が言つておられますように、中央集権化の道具に使うのだという疑いが出てきたりしますと、これは自主性をそこなうものだと考へるのです。そこで私たちが非常に気にし、あるいは今後の運営上大事なこととは、どのようにして親しまれ、どのようにして自主性を高めていくかということだと思ふのです。何か大臣のお話では、非常に突つ走るといふような言い方だけを強調されておりますけれども、教育会館と関連して見ていきますときに、その自主性を阻害しないか、こういう立場からも質問をしておるわけですが、その点について、初中局長、どういう運営のし方を考へておら

れますか。ただ、いままでの、文部省
教研をやっていくという形を、場所だ
けをかえる、この場所はなかなかいい
場所、暖房装置もあるし、冷房装置
もある、だからいいのだ、こういう考
え方だけですか。そこを聞かしてくだ
さい。

○福田政府委員　私ども従来主宰しておりまして、研究集会等開きます場合には、決して教師の自主性をないがしろにするというような考えでやってやるわけではございません。もちろん現場の教師あるいは指導主事などの研究の結果というものは十分尊重いたします。

して、その研究の結果というものがお互いに通じ合つて、さらに研究を深めていくというようなやり方で運営をいたしております。したがつて、従来他の場所で行つておりましたように、今後教育会館の中へ場所を置かれてやる場合におきましても、そういう考え方のものは、私は少しも変える必要はないと思います。したがつて、運営については、いま申したような方針のもとに今後も運営していきたいと考えております。

○三木喜委員 私はそういう立場だけれどもを言いたくないのですけれども、いまの教研というものについて、あるいは研修というものについても、やり方によっては両極作用をすると思うのです。一方に片寄り、また一方に片寄っていく。なるほど文部省の教研御無理ごもっともだ、これに追隨しているほうが御身は御安泰だという考え方は行くでしょうけれども、それでは自主性がなくなってしまう。だから私は、日教組へ来るのは自主性がある、こういうことは言っておりません。

両極作用をするというように考えておるわけです。そういう作用をする教育会館であれば、これは中立的な中正な研修という大前提、大目標を置いてやりながら、形は変わっていくと思うのです。そこで私は、そういう点を心配していま申し上げておるわけです。あなたは、その研修の内容についてもお互いによく連絡をとりながらやっていくと言われるけれども、それだけでは、親しまれる教育会館、自主性を阻害しない教育会館というもののくふうにはならないと思うのです。もう一べん言ってください。

○福田政府委員　運営の方針につきましては、先ほど申し上げましたので、繰り返し申し上げますが、要するに、この教育会館が親しみを持たれるということにつきましては、この教育会館で行ないますところの研修そのものがやはり有益、適切なものであるかどうかによって一つはきままると思うのでございませう。したがって一般の教職員にとつてそれが何ら役に立たないものであるならば、これは親しみを持たないであらうけれども、私どもで従

来やっております講習会等につきましても、現場の方々から相当有益だったという評価をいただいております。したがって今後文部省がここで主宰してやります研修会につきましても、もちろん従来の方針でやっていきたいと思っております。また、教育会館がみずからやるような事業につきましても、先ほど申し上げたように、多く望まれる、いわゆる希望されるようなものを事業として取り上げることが望ましいわけでございます。したがって、私が申し上げた一例としては、今年度は研修設備

を利用した語学の研修だとか、視聴覚設備を利用しての視聴覚教育の講習会だとか、そういうものを一応考えておるわけでございます。そういうことによつて現場の先生方に十分役に立ち、親しまれるという事業をやっていくことが私は必要であらう、そうあつてほ

しいと考えております。

○川崎(寛)委員　現場の教師に親まれ、国民に親まれる、そういう国立教育会館にしていくなだ、こういうことでありますが、これは運営の一面とも関連をしてみたいと思いますのでお尋ねをしたいと思います。財界から

の寄付がおくれているわけです。このおくれている理由は何ですか。

○福田政府委員　これは卒直に申し上げますと、財界のほうもいろいろ出費多端のこととございまして、これに協力はするといふ熱意は非常にお示しをいただいたのでございますが、そういう事情で、財界のほうから少し時期をずらしてほしいという希望がありまして、おくれておるわけでございます。

○川崎寛委員　原則的にはもう話についているわけですか。

○福田政府委員 大多数話はついてお
ります。これからもまたつけるところ
もございます。

○川崎(寛)委員 どのように説得しよ
うとしているのですか。

○福田政府委員 私どもとしては、経
済界の団体を通じまして、この会館の
設立趣旨を十分御理解を願って、寄付
をお願いして回っているわけでござい
ます。そういう方法によって募金をい
たしております。

○川崎(寛)委員 財界という場合に
は、その内容に問題があるでしょうけ

れども、団体といいますと、どこです
か。

○福田政府委員　団体になりますと、
具体的には個々の業種別の協会などで
ございますが、電気事業だとか船舶、
鉄鋼、そういう各業種別の団体でござ
います。それをいろいろ取りまとめて

いたたきますのは、日経連、同友会、商工会議所等の経済四団体でございます。

○川崎(寛)委員　特に池田総理が好んで出していました人づくり、あるいは現在文部省が進めております後期中等教育なり高等教育なりというものは、

の本質にもかかわってまいっておるわけであります。今日の経済成長の中で、文教政策の中で特に力を入れられておりますこのハイタレントを養成しよう、エリートを求めている、こういうものが経済に引きずられている今日の文教政策の一面ではないかと私は思うのであります。そのことは、先ほどの学力差の問題、教育格差の問題、その中のテストの問題についても少し触れたのでありますけれども、能力主義、あるいは私が文教委員会の最初に、高

等学校に全員入れてほしいというおとうさん、おかあさんたちの要求に基づいてその点について質疑をいたしました際にも、局長のほうから答弁があったわけでありすけれども、むしろそういうことよりも、厳密な入試を行なって能力のある者を入れたほうがいいじゃないか。これは全国の教育委員会関係者を集めた中でその点は福田局長が講演をしているわけであります。そういう能力主義というものが能力開発ということで、能力開発研究所というものができて、そういうものが教育

の自身を非常に規定しようとしたしておるわけでありませう。そこで今日教育課程の講習会等を行なつて、あるいはテスト主義、能力主義でいく、こういうものの中に先般の入学試験の問題に關連をして、東大のほうから能檢テストというものについての疑問が投げかけ

けられてまいったわけであります。このことは、研修を行なつてまいりますにいたしまして、基本的な面にかかわつてくると思うのでありますが、東大の入試の問題についてもそれと関連をして少しく尋ねておきたいと思う。それは財界が求めておりますやうい

う能力主義の教育、財界から今後寄付を仰いでいく、将来さらには運営あるいは施設等について財界からの寄付をよりよけいもらう、こういうことになってまいりますけれども、その能力開発主義というものが、この資質の向上をはかるといふ研修の中における一つの大きなポイントとして出てまいると思うわけにあります。ところがそのことについて東大の入試制度の対策特別委員会のほうでは、そうした教育の本来の姿というものを逸脱していく能

力開発主義、能検テスト、こういうものについて疑問を持っておるわけであります。その点についてお尋ねいたします。

○福田政府委員　私は能検の問題について直接関係しておりませんので、詳細のことは承知いたしております。新聞等で報道された程度の内容しか存じておりませんが、能検テストの問題につきましては、東大側としては非常に慎重に扱いたい、こういうような考え方に基づいてああいう談話ですか、態度をとられたと考えております。そ

れ以上のことは私は存じませんが、今後十分検討していこうという態度であろうと考えております。

また財界の募金と能力主義あるいは能検テストというものは全然関係のないことでございまして、財界がこの建設に協力していこうという考え方には、教育は非常に重要なものである。これは会社であらうと、いろいろな事業を遂行する方々の教育に対する根本的な熱意というものから、この教育会館の建設によって大事な教育をになう教師の再教育ということが何をいっても非常に大事なことであり、そういう考え方に基づいて御協力をいただいているのでございます。

○川崎(寛)委員 教師の再教育のための殿堂ができたわけなんです。そうしてそういうものをやっていくものとしてこの国立教育会館が法案化されているわけです。そこで国民に親しまれる、こういうことで繰り返しまいいつておるのでありますけれども、残念ながらこれは、先会の委員会でも私が指摘しましたように、実際に地方における教師の側からの協力は、管理者以外はほんとうに数えるほどしか参加をしておらぬわけです。どこに例があるか頭微鏡でさがしてみなければ出てこぬほど少ないわけです。一方財界のほうには、出費多端でよくしておるそうでありまして、しかしこれはいづれ協力をしていましてあるであらうと思ひます。そういったと、管理者が協力をさせられ、そして財界がその寄付の中の三分の二負担をしていく、こういうことになってまいりますならば、教師の再教育という問題につきましても、将来その点が、現実に進められて

おるテスト主義あるいは能力主義、そういう面、あるいはこの会館の設立の形成過程、そういうものから見ましても、単純に大臣が言われるようなすなおな形で受けとられない面がたくさん出てまいりましてあります。でありますから、(それはおかしい)と呼ぶ者あり)おかしいということがおかしいのであります。そういう面について、経済界のそういう要求というものが今後の運営について出てまいるわけですから、その点を、あくまで自主性が十分に守られてまいり、こういうことをはつきり言えますかどうか。

○藤尾国務大臣 むずかしいお尋ねでございますが、私は財界のサーバントでございます。文部行政を正しくやっていこうと思っております。

○川崎(寛)委員 財界のサーバントでないというその明言は、私はそのまゝ受けてまいりたいと思ひますし、また政治家として当然だと思ひわけでありまして、文部省が進めております教育課程の改定の研修会にいたしましても、実際には、現場では校長や教師あるいは指導主事に引率されて、この集會に参加をいたしておると思ひます。そしてほんとうに自主的な討論がなされて、自主的に現場の悩みというものが、この教育課程の改定の講習会の中で現場から反映をされてくる、こういうふうには現場のほうでは受け取っていないわけですか。その点についてはいかがでございますか。

○福田政府委員 校長に引率されて参加するというところでございますが、そういう事実は全くないと思ひます。これはもちろん県教育委員会なり市町村教育委員会等で参加者の範囲をき

めるわけでございますけれども、参加する人は、もちろん自主的に自分の研究課題というものを持参して参加いたしております。これは各地の研究集會を見ましても、どこの研究集會におきましても、みんな自主的に、自主的にそういう参加をしている、喜んで研究に参加している状況でございます。

○川崎(寛)委員 自主的に参加をしておる、こういうことでありますけれども、その参加者の内容、構成、これにつきましましては、いづれ次の委員会までに出されてまいりと思ひます。それを見れば、どういふ構成で行なわれ、どういふ講師のもとにこの教育課程のあれが行なわれるか、こういう点については十分にわかるところであります。

この教育会館を設立する際に、これはまた先ほどの荒木文部大臣に返つてまいりわけでありまして、民間の協力を得て大いに自主的に自由にやりたいのだ、そういう点では特殊法人がいいのだ、こういうことも言っておるわけでありまして、その点、文部省の役人が中央から、上から押しつける、こういう形のものにならないように、この点については明言できますか。

○福田政府委員 文部省の講習会におきましても、もちろん研究集會でございまして、お互いに研究することにはありまして、押しつけるということにはございません。今後文部省主催の研究集會等をかりにこの場所をお借りしてやる場合におきましても同様でございます。もちろん、この教育会館自体が主催いたします研究修會等におきましては、さいぜんも大臣から申し上げましたように、これはサービスとして

そういう事業を行なうわけでございます。そういう押しつけがましい指導というものはやるべきでないと思ひます。

○川崎(寛)委員 それでは、三十九年度の計画もすでにできておると思ひますので、三十九年度の教研の講習会の一覽表についても、ひとつ先ほどの資料とあわせて提出をお願いしたいと思います。

以上をもって終わりたいと思ひます。

○久野委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十五日午前十時より開會することとし、これにて散會いたします。

午後零時五十六分散會

